

高齢第1329号
令和4年1月31日

社会福祉施設等を設置する法人の長様
介護保険施設の管理者様
(介護予防)居宅サービス事業所の管理者様
地域密着型(介護予防)サービス事業所の管理者様
市町村介護保険担当課長様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について(通知)

厚生労働省では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提に、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として、介護職員処遇改善支援事業を令和4年度から実施する予定としています。

当該事業では、補助金の支払いは6月から開始となりますが、交付要件として、原則、令和4年2月分から賃金改善を実施することが必要です。については、補助金の交付を希望する場合は、下記により賃金改善を開始した旨の報告を行ってください。

また、市町村におかれましては、管内事業所・施設等に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段の御配慮をお願いします。

記

1 補助金の概要

添付リーフレット「『介護職員処遇改善支援補助金』のご案内」を参照してください。

リーフレットの内容や補助金の制度に関する質問については、コールセンターへお問い合わせください。

厚生労働省老健局
介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号：03-6812-7835
(受付時間：平日9:30~17:30
※令和4年2月1日(火)9:30から

2 報告内容

介護職員処遇改善補助金に係る賃金改善の開始について、以下の事項を報告してください。

(1) 対象サービス事業所であることの申出

令和4年2月サービス提供分について、介護報酬における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の届け出を行っていること。

(2) 賃金改善の開始に係る報告

以下のいずれかに該当すること。

- ① 令和4年2月から、賃金改善を開始した。
- ② 令和4年3月から、賃金改善を開始した。（同年3月に同年2月の賃金改善分も支給。）

(3) 事業所一覧表

補助金を取得する施設・事業所（新潟県内に所在する施設・事業所に限る。）の介護保険事業所番号、施設・事業所名、サービス種類を別紙様式「介護職員処遇改善支援補助金賃金改善開始事業所等一覧表」に記載すること。

3 報告期限

原則、令和4年2月28日（月）まで

※ 令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月末までの報告とすること。

4 報告方法

「新潟県申請・届出システム」によるオンライン報告

システム入力期間：令和4年2月7日（月）～令和4年3月31日（木）

【オンライン報告について】

- ・ 新潟県ホームページ内の以下のページから、「新潟県申請・届出システム」にアクセスしてください。（新潟県トップページから、「介護職員処遇改善支援補助金」で検索。）
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigosyoguuhojyokin.html>
- ・ システム画面で必要事項を入力し、別紙様式「介護処遇改善支援補助金賃金改善開始事業所等一覧表」（Excel ファイル）をアップロードしてください。
- ・ システムへの登録後、受付完了メールが送信されます。今後の補助金手続きで、このメールに記載されている受付番号が必要になりますので、大切に保管してください。
- ・ 報告内容を訂正したい場合は、下記担当へ連絡し、受付完了メールに記載されている受付番号をお伝えください。（システムから再登録しないでください。）
- ・ システムの入力方法に関する質問は、高齢福祉保健課にお問い合わせください。（コールセンターではお答えできません。）

※ インターネット環境が利用できない等のやむを得ない理由により、オンライン報告ができない場合は、令和4年2月14日（月）までに下記担当へご連絡ください。

5 その他

○ 賃金改善の要件、計画書等の様式について

上記1のリーフレットその他、国から県への補助事業に係る実施要綱案として、別紙「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）の実施について（案）」が示されています。「別紙様式2 介護職員処遇改善支援補助金計画書」及び「別紙様式3 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書」により計画書及び実績報告書の提出について依頼する予定ですので、こちらも参考としてください。（現時点での案のため、変更される可能性があります。）

○ 賃金改善開始の報告方法について

令和4年度介護職員処遇改善加算の計画書を法人単位で提出する予定の場合は当該報告についても法人単位、計画書を事業所・施設単位で提出予定の場合は当該報告についても事業所・施設単位で提出してください。

○ 計画書の提出について

当該補助金に係る計画書及び令和4年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る計画書の提出期限は令和4年4月15日の予定です。様式等については、後日、お知らせします。

○ 令和4年10月以降の扱いについて

令和4年10月以降については、臨時の報酬改定により対応される予定です。詳しくは、別添「令和4年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について」（令和4年1月19日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）を参照してください。

担当：〒950-8570（住所不要）
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課
介護サービス係
電話：025-280-5193（直通）
FAX：025-280-5229